
規 則

高知県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 12 月 12 日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第121号

高知県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

高知県公衆浴場法施行細則（平成 7 年高知県規則第 126 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の次に次の 2 条を加える。

（許可書の書換え交付）

第 3 条の 2 法第 2 条の 2 第 2 項の規定による届出をした者は、当該公衆浴場の所在地を管轄する保健所長に前条の規定により交付された許可書（次項及び次条において「許可書」という。）の書換え交付を申請することができる。

2 省令第 4 条の規定により省令第 1 条第 1 項に規定する申請書又は省令第 1 条の 2 第 1 項、第 2 条第 1 項、第 3 条第 1 項若しくは第 3 条の 2 第 1 項に規定する届書に記載した事項（第 7 条第 10 号において「申請書等記載事項」という。）の変更の届出をした者に係る許可書の書換え交付の申請については、前項の規定を準用する。

（許可書の再交付）

第 3 条の 3 許可書の交付を受けた者は、許可書を紛失し、毀損し、又は汚損したときは、当該公衆浴場の所在地を管轄する保健所長に許可書の再交付を申請することができる。ただし、許可書を毀損し、又は汚損したときは、その毀損し、又は汚損した許可書を添えなければならない。

2 前項の場合において、許可書の再交付を受けた後、紛失した許可書を発見したときは、速やかにこれを当該許可書を交付した保健所長に返納しなければならない。

第 5 条第 2 項中「過マンガン酸カリウム消費量」を「全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量」に改める。

第 7 条第 2 号の次に次の 2 号を加える。

（2）の 2 第 3 条の 2 の許可書の書換え交付の申請書 別記第 2 号様式の 2

（2）の 3 第 3 条の 3 第 1 項の許可書の再交付の申請書 別記第 2 号様式の 3

第 7 条第 4 号の次に次の 1 号を加える。

（4）の 2 省令第 1 条の 2 第 1 項に規定する譲渡による営業者の地位の承継の届書 別記第 4 号様式の 2

第 7 条第 10 号中「省令第 4 条の規定による省令第 1 条に規定する申請書又は省令第 2 条第 1 項、第 3 条第 1 項若しくは第 3 条の 2 第 1 項に規定する届書の記載事項」を「申請書等記載事項」に

改める。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

事項	方法	基準
1 濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	5度以下であること。
2 有機物等（全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量）	全有機炭素計測定法又は滴定法	全有機炭素の量が1リットル中8ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量が1リットル中25ミリグラム以下（塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素の量の測定結果を適用することが不適切であると認められる場合は、過マンガン酸カリウム消費量が1リットル中25ミリグラム以下）であること。
3 大腸菌群	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）第6条に規定する方法（試料は、希釈せず使用するものとする。）	1ミリリットル中に1個以下であること。
4 レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	検出されないこと（100ミリリットル中に10cfu未満）。

別記第 1 号様式（別紙を除く。）を次のように改める。

別記

第 1 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

保健所長 様

申請者 郵便番号
住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称)
及び代表者の職・氏名
電話番号
生年月日 年 月 日

公衆浴場営業許可申請書

公衆浴場の営業の許可を受けたいので、公衆浴場法第 2 条第 1 項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

公衆浴場	所在地	郵便番号
	名称	電話番号
	種類	一般公衆浴場 ・ その他の公衆浴場 ()
	営業施設の構造設備	別添営業施設の構造設備を示した図面等及び別紙 1 による。
	営業開始予定年月日	年 月 日

(裏面)

注 1 次に掲げる書類を添えてください。

- (1) 申請者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- (2) 申請者が法人の場合は、定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書
- (3) 土地又は建物が申請者の所有でない場合は、その所有者の使用承諾書
- (4) 営業施設の構造設備を示した図面等

ア 営業施設の配置図（外構図）及び平面図（敷地、建物、脱衣所、浴室、浴槽、ボイラー室、トイレ等の構造設備の区分が明示されたもの）

イ 湯水の配管系統図（貯湯槽、給水栓、給湯栓、シャワー設備等の給水設備及び排水設備の系統が明示されたもの。循環式浴槽を設置する場合は、浴槽、集毛器、消毒装置、ろ過器、加温装置等の循環配管の系統が明示されたものを含みます。）

ウ ア及びイに掲げるもののほか、営業施設の構造を明らかにするために保健所長が必要があると認める図面等

- (5) 一般公衆浴場の場合は、その周囲300メートル以内の見取図並びに最寄りの一般公衆浴場の名称及びその一般公衆浴場までの距離を明らかにした書類

- (6) その他の公衆浴場の場合は、位置図

- (7) 温泉を利用する公衆浴場の場合は、温泉法（昭和23年法律第125号）第15条第1項の規定による温泉の利用の許可に係る許可証の写し

- (8) 温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する公衆浴場の場合は、別紙2によるその含有物質又は医薬品等の名称等を記載した書面

- (9) 建築基準法（昭和25年法律第201号）による建築確認が必要な建築物については、同法第7条第5項の規定による建築確認検査済証の写し又は同法第7条の6第1項ただし書の規定に基づく仮使用の承認書の写し

- (10) 蒸気又は熱気を使用する公衆浴場の場合は、消防に関する法令に基づく当該消防機関の発行する消防用設備等が完備していることを証する書面（消防法令適合通知書の写し）

- 2 その他の公衆浴場の場合は、「公衆浴場」の「種類」欄の括弧内に温泉利用施設、健康ランド、サウナ風呂、個室付き浴場等の区別を記入してください。

別記第 2 号様式を次のように改める。

第 2 号様式（第 7 条関係）

第 号

(住所)
(氏名又は名称) 様

公衆浴場営業許可書

年 月 日付けで申請がありました公衆浴場の営業については、公衆浴場法第 2 条第 1 項の規定により次のとおり許可します。

年 月 日

保健所長 

- 1 公衆浴場の所在地
- 2 公衆浴場の名称
- 3 公衆浴場の種類
- 4 許可の条件

(裏面)

年 月 日付け書換え交付
(書換え理由：)

年 月 日付け再交付
(再交付理由：)

別記第 2 号様式の次に次の 2 様式を加える。

第2号様式の2（第7条関係）

年 月 日

保健所長 様

営業者 郵便番号
住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称)
及び代表者の職・氏名
電話番号

公衆浴場営業許可書書換え交付申請書

公衆浴場営業許可書の書換え交付を受けたいので、高知県公衆浴場法施行細則第3条の2第1項（第3条の2第2項において準用する同条第1項）の規定に基づき次のとおり申請します。

公衆浴場	所在地	郵便番号	
	名称	電話番号	
	種類	一般公衆浴場 ・ その他の公衆浴場 ()	
	営業許可番号	第 号	
	営業許可年月日	年 月 日	
書換え交付の申請理由		地位の承継 ・ 記載事項の変更	

- 注 1 「公衆浴場」の「種類」欄及び「書換え交付の申請理由」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 その他の公衆浴場の場合は、「公衆浴場」の「種類」欄の括弧内に温泉利用施設、健康ランド、サウナ風呂、個室付き浴場等の区別を記入してください。
- 3 次に掲げる書類を添えてください。
- (1) 公衆浴場営業許可書
 - (2) 申請の原因となった事実を証する書類

第2号様式の3（第7条関係）

年 月 日

保健所長 様

営業者 郵便番号
住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称)
及び代表者の職・氏名
電話番号

公衆浴場営業許可書再交付申請書

公衆浴場営業許可書の再交付を受けたいので、高知県公衆浴場法施行細則第3条の3第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

公衆浴場	所在地	郵便番号		
	名称	電話番号		
	種類	一般公衆浴場 ・ その他の公衆浴場 ()		
	営業許可番号	第 号		
	営業許可年月日	年 月 日		
再交付の申請理由		紛失 ・ 毀損 ・ 汚損		

- 注 1 「公衆浴場」の「種類」欄及び「再交付の申請理由」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 その他の公衆浴場の場合は、「公衆浴場」の「種類」欄の括弧内に温泉利用施設、健康ランド、サウナ風呂、個室付き浴場等の区別を記入してください。
- 3 公衆浴場営業許可書を毀損し、又は汚損したときは、その公衆浴場営業許可書を添えてください。

別記第4号様式の次に次の1様式を加える。

第4号様式の2（第7条関係）

年 月 日

保健所長 様

届出者 郵便番号
住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称)
及び代表者の職・氏名
生年月日 年 月 日
電話番号

譲渡による公衆浴場営業者地位承継届

譲渡により公衆浴場の営業者の地位を承継しましたので、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

公衆浴場	所在地	郵便番号		
	名称	電話番号		
	種類	一般公衆浴場 ・ その他の公衆浴場 ()		
	営業許可番号	第 号		
	営業許可年月日	年 月 日		
譲渡人	住所 (法人の場合は、主たる事務所の所在地)			
	氏名 (法人の場合は、名称、代表者の職及び氏名)			
譲渡年月日		年 月 日		

- 注 1 「公衆浴場」の「種類」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 その他の公衆浴場の場合は、「公衆浴場」の「種類」欄の括弧内に温泉利用施設、健康ランド、サウナ風呂、個室付き浴場等の区別を記入してください。
- 3 次に掲げる書類を添えてください。
- (1) 浴場業の譲渡が行われたことを証する書類
 - (2) 届出者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し

附 則

この規則は、令和 5 年 12 月 13 日から施行する。

規 則

◎ 高知県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則